

# 社会保険

# いばらき

# 1

平成28年 新春を迎えて

2016 January  
NO.450

- 20歳からスタート国民年金
- 年金委員・健康保険委員研修会及び表彰式を開催しました
- 退職等で資格喪失される方の保険証の回収にご協力をお願いします



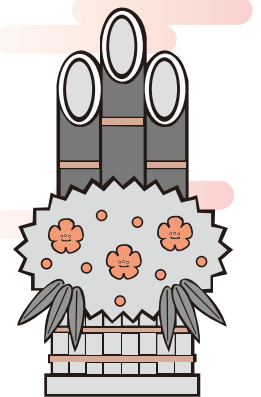
「大洗の海」(撮影・大洗町)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

平成二十八年

# 新春を迎えて

一般財団法人茨城県社会保険協会 会長 横地 裕 昭



明けましておめでとうございます。

会員の皆様方はじめ、「社会保険いばらき」ご愛読の皆様方には、お健やかに新しい年をお迎えになられたことと謹んでお慶び申し上げます。

昨年中は、当協会の事業運営に多大なるご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、わが国の経済情勢は、個人消費や輸出の回復が力強さを欠くなど景気の先行きには懸念材料が目立っており、所得の二極分化も進んでいると言われています。

こうしたなか、医療・年金等の社会保険制度は、内閣に設置された社会保障制度改革推進会議において、持続可能な制度を構築するための議論が進められておりますが、将来にわたって安心・信頼が得られる仕組みが確立されることを期待するものであります。

当協会は事業主団体として、公益事業である社会保険制度周知の広報宣伝活動を積極的に行い、制度の普及・発展向上を図るとともに、福利厚生事業の充実を図り、被保険者とその家族の皆様の健康増進に努めてまいり所存でございます。

具体的には、広報誌「社会保険いばらき」の発行のほか、社会保険の事務手続冊子、健康づくり事業の各種パンフレット等の配付、職場内における健康づくり講習会、事務研修会への協力、社会保険相談事業としての年金セミナー・健康管理講座の開催、健康増進を図るための施設利用補助事業などを展開してまいります。

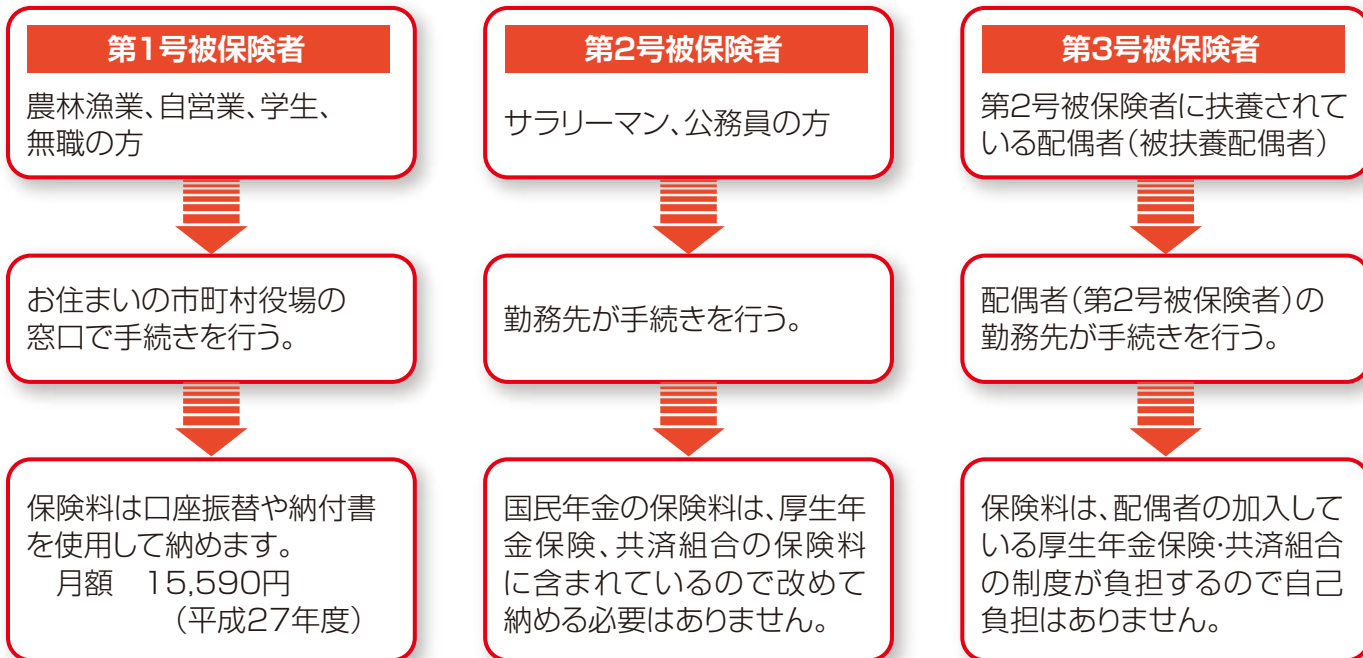
本年も皆様方のお役に立てるよう、役員一同、誠意を尽くして事業の充実に取り組んでまいりますので、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご多幸・ご健勝と、貴社のますますのご発展を心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

# 20歳からスタート 国民年金

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までのすべての方が加入し、保険料を負担する制度です。

加入の種類は3種類に分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。



## 口座振替の前納が断然お得!

●毎月納める面倒もなく、しかも保険料が安くなるこんないい制度があります。

1年度分(4月から翌年3月分)を口座振替で一括前払いすると、通常のコレより**3,920円(平成27年度割引額)**も安くなります。

手続きは金融機関、郵便局、年金事務所になります。ご希望の方は**2月末日**までに手続きが必要です。

お得な前納や口座振替など、詳細については年金事務所へお問い合わせください。

## 未納はダメ

●保険料を未納にしていると、将来受ける老齢基礎年金が少なくなったり、受けられなくなったりするだけでなく、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合の障害基礎年金を受けられなくなる場合があります。万が一に備えて未納にしないよう心がけが必要です。

## 納付が困難な方は ~未納にしないために~

所得が少なく保険料を納めることが困難な方は、納付が猶予される制度や免除される制度がありますので必ず確認のうえ、申請をしてください。

### 学生納付特例制度

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等に在籍する学生で前年所得が118万円<sup>※1</sup>以下の方。

### 若年者納付猶予制度

30歳未満で本人及び配偶者の前年所得が57万円<sup>※1</sup>以下の方。

### 全額・一部免除制度

申請者本人、配偶者及び世帯主の前年所得がそれぞれ一定金額<sup>※1</sup>以下の方。

※1 所得の基準額は扶養親族の人数によって変わります。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。市役所、町役場、年金事務所でご相談ください。  
日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

# 委員・健康保険委員 及び表彰式



日本年金機構、全国健康保険協会茨城支部、茨城県社会保険委員会連合会は、十一月五日(木)ホテルレイクビュー水戸において、平成二十七年年度年金委員・健康保険委員研修会及び表彰式を二百六十六名の年金委員・健康保険委員の参加のもと開催しました。

表彰式及び研修会の開催にあたり、日本年金機構北関東・信越ブロック本部相談・給付支援部佐藤部長、全国健康保険協会茨城支部徳宿支部長、茨城県社会保険委員会連合会富岡会長より挨拶がありました。

事業功労者への表彰では、永年にわたり功績のありました年金委員・健康保険委員の方々に対し、厚生労働大臣表彰伝達式、日本年金機構理事長表彰伝達式、日本年金

## 厚生労働大臣表彰(一名)

桜井 浩之

東日本興産株式会社  
利根パークゴルフ場

(取手市)

## 日本年金機構理事長表彰(五名)

根本 隆充

株式会社かわねや

(常陸太田市)

友常えみ子

タカラ株式会社笠間工場

(笠間市)

増田 昭秀

株式会社東京鐵骨橋梁取手工場

(取手市)

須藤 英夫

医療法人恒貴会

(筑西市)

中村 敏雄

日立土木株式会社

(日立市)

## 日本年金機構 北関東・信越ブロック本部長表彰(十一名)

飯島 秀行

茨城水産株式会社

(水戸市)

宮本 道子

株式会社宮本冷機

(ひたちなか市)

木内かをる

日立工機株式会社

(ひたちなか市)

大川 武洋

医療法人社団啓和会

(水戸市)

竹内 亮二

常総開発工業株式会社

(神栖市)



# 平成27年度 年金 研修会

機構北関東・信越ブロック本部表彰式及び全国健康保険協会理事長表彰伝達式、全国健康保険協会茨城支部長表彰式が行われました。

また、表彰式後の年金委員・健康保険委員研修会では、齋藤金融・年金・労務相談事務所副所長で、特定社会保険労務士の船橋信正氏より「マイナンバー制度と今後の年金制度改正について」の講演に続き、東京大学政策ビジョン研究センター健康経営研究ユニット特任助教の古井祐司氏より「今日から取り組む健康経営」の講演が行われ、研修会は盛況のうちに終了しました。

なお、この表彰式において表彰された方々は次のとおりです。(表彰順 敬称略)

磯山 好夫 石岡地区通運株式会社 (石岡市)

三嶋 一夫 沼尻産業株式会社 (つくば市)

稲田 司 医療法人 楽生会木根淵外科胃腸科病院 (坂東市)

小杉 功 株式会社スミハツ (桜川市)

吉田 雅文 日立化成 テクノサービス株式会社 (日立市)

大和田知佳子 社会福祉法人 日立市社会福祉事業団 (日立市)

## 全国健康保険協会理事長表彰(一名)

鈴木 康夫 砂川産業株式会社 (日立市)

## 全国健康保険協会茨城支部長表彰(五名)

加治なるみ 有限会社加治 (水戸市)

大貫 勝洋 株式会社茨城フジカラー (水戸市)

篠崎 剛一 筑波乳業株式会社 (石岡市)

相山 孝志 関彰商事株式会社 (筑西市)

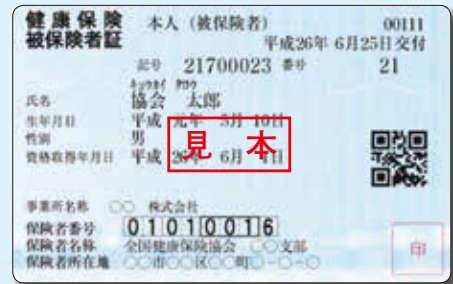
宗像 斉士 株式会社東日本技術研究所 (日立市)

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

退職等で資格喪失される方の

# 保険証の回収にご協力をお願いします

資格喪失後の保険証の使用防止にご協力ください



## 保険証の使用に関する注意事項

### 保険証は退職日までしか使用できません

会社を退職された場合、**保険証が使用できるのは退職日まで**です。退職日の翌日からは使用できませんので、従業員の方が退職される際には、必ず保険証を回収いただきますようお願いいたします。

- (例) 3月20日 退職 → 翌日3月21日以降は**使用不可**
- (例) 4月1日 扶養解除 → 4月1日以降は**使用不可**

### 保険証の即時回収が誤った使用を防ぎます

退職後や扶養解除により加入資格がなくなったあとに保険証を使用してしまった場合、無資格受診となり、**医療費を返還していただくことになります**。  
無資格受診による保険証の不正使用防止のため、**保険証の即時回収徹底**をお願いいたします。

### 資格喪失届には保険証を必ず添付してください

事業主さまが資格喪失届を日本年金機構（年金事務所または事務センター）に提出する際、退職等により**資格喪失となる被保険者の方から回収した保険証を添付（同時提出）することが義務付けられています**。  
(健康保険法施行規則 第五十一条)

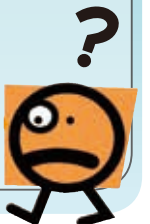
## 保険証 Q&A

**Q** 資格喪失届の提出直後に、退職した従業員から保険証の返却がありました。会社で破棄してもいいのでしょうか？

**A** **いいえ**。資格喪失届に保険証の添付がない場合には、**直ちにご本人さま宛てに返却依頼の文書を送付**しています。やむを得ず資格喪失届提出後に保険証の回収となった場合には、すみやかに日本年金機構（年金事務所または事務センター）へご返却ください。

**Q** 退職する従業員から「次の保険証が届くまで、保険証の返却を待ってほしい」と言われました。次の保険証が届くまでは、退職前の保険証が使えるのでしょうか？

**A** **いいえ**。次の保険証が手元になくても、**保険証が使用できるのは退職日まで**です。資格喪失届に保険証を添付することが事業主さまに義務付けられていますので、退職時には必ず回収してください。



お問い合わせ先

 全国健康保険協会 茨城支部  
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル  
☎029-303-1582（業務グループ）